

不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための
経済的支援制度の確立に関する意見書の提出について

令和4年8月29日受理

令和2年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で19万6,127人と8年連続で増加しており、秋田県内でも1,055人が不登校と、依然高水準で推移しています。また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上に当てはまらないものの、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握し切れているとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、会費（授業料）平均額が月3万3,000円程度（文部科学省調査）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には、遠方への通学のための身体的・時間的・心理的負担も加味しなければなりません。

また、多様な学習機会を提供する民間施設への需要の高まりに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は、一部の自治体が制定しているにとどまっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくありません。

以上のことから、現状では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念の一つに「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」とありますが、それが果たされているとはいえない状態であり、早急に具体的な対策を講じる必要があると考えます。

つきましては、国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

- 1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対して、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。

2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度を確立すること。

秋田駅西口のバス乗り場の改善について

令和4年8月29日受理

私たちは、令和3年9月から標記のことについて、秋田市に対して改善を要望し、交渉してきました。高齢の組合員から、「秋田駅西口のバス乗り場は新しくなり、心地よく変わった。しかし、バス待合場所背後の軒下と中ほどが素通しになっていて、そこから雨や雪が吹き込んで長椅子がぬれ、座って待つことができないため、議員や市長に改善を頼んでほしい」との要望がありました。組合では、早速、現地調査を行い、他の組合員から意向を聞き取ったところ、改善の必要があると判断しました。

そこで前述の内容を、令和3年9月3日に穂積市長宛てに要請しましたが、その回答は、「窓を閉めると風の影響等で構造の強度に影響があり、最悪倒壊の恐れがあります」との秋田中央交通株式会社からの回答を通り一遍に回答したもので、秋田市として、どのように対処するかを考えと市民のささやかな要望に耳を傾けるといふ態度が見られず残念でした。

このことは、穂積市長の公約であるエイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）との意向にもそぐわないと思われまます。

これから秋冬になると天候不順が続くため、秋田駅西口のバス乗り場の改善は喫緊の課題です。

つきましては、市民の足を守るため、下記事項について実現するよう陳情いたします。

記

- 1 秋田市として、秋田駅西口のバス乗り場の所有者である秋田中央交通株式会社に対し、バス待合場所背後の軒下と中ほどが素通しになっているため、雨風や雪が入ってこないように改善し、利用者が椅子に座って待てる状態となるよう要請すること。
- 2 公共交通としての役割を果たすため、市民の利便性を求める声に真摯に応える観点から、同社に本バス乗り場を早急に改善していただくため、その改善費用を秋田市が助成すること。